



くらしの中に

総務省

地域活性化起業人制度の活用について

～企業の社員を自治体に派遣し、地域貢献する活動を支援します！～

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

きぎょうじん 地域活性化起業人制度とは

企業派遣型（H26～）・副業型（R6～）

- **三大都市圏**（※1）に**所在する企業**と**地方圏の地方自治体**が、**協定書**に基づき、**社員を地方自治体に一定期間（6か月から3年）派遣**
※副業型は社員個人と自治体が契約を結び、自治体の業務に従事
- 地方自治体が取組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら**即戦力人材として業務に従事**することで、地域活性化を図る
- 地方自治体が負担する派遣期間中の**社員の給与等に係る経費**（※2）については、**国により支援** 上限額 **年間560万円／人等**

※1 三大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

※2 派遣期間中の社員の給与等に係る経費については、企業と自治体の協定により決定することとなります。

活動内容 (例)

- DMO設立などの観光振興
- 自治体DXや地域課題解決のためのDX
- 地場産品の開発・販路拡大
- 地域経済の活性化
- 移住促進・交流人口の拡大
- 等

期 間

6か月～3年

民間企業

多彩な経験による人材の育成、企業の社会貢献、
新しい地域との関係構築などのニーズ

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用したいニーズ

(協定締結)

※ 副業型は社員個人と自治体との契約となります。

派遣対象者

三大都市圏に所在する企業の社員

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入自治体

- ① 3大都市圏外の市町村
- ② 3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村
及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村

企業

- 企業の新しい形の社会貢献
 - 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
 - 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見
-

社員

- 個人としての社会貢献
 - 多彩な経験による自己研鑽・キャリアアップ
-

自治体

- 民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウの活用
- 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感を得ながら取組を展開

今年度からは、「企業派遣型」に加え、社員個人の「副業型」がスタート

- 近年、企業が社員の副業を認める流れの中、都市部の企業人材が個人として「自らのスキルを社会貢献に活かしたい」というニーズも増加しており、企業からの派遣だけではなく、**個人の副業の方式**も令和6年度から制度の対象となった

民間企業

【企業派遣型】

○要件

- ・ **企業**と自治体が協定を締結
- ・ 受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**

○国の措置

派遣期間中の社員の給与等に係る経費
(上限560万円/人)

【副業型】

○要件

- ・ **企業に所属する個人**と自治体が協定を締結
(フリーランス人材は対象外)
- ・ 勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
- ・ 受入自治体における滞在日数は**月1日以上**

○国の措置

副業期間中に要する経費 (報償費等 上限100万円/人
+ 旅費 上限100万円/人 (合計の上限200万円/人))

社員個人

協定締結

<新規>
副業型
協定締結

自治体

- ① 3大都市圏外の市町村
- ② 3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

(対象：1,432市町村)

企業派遣型 地域活性化起業人 導入イメージ

令和7年度開始時に企業の人材を派遣する例

※年度途中からの受入開始も可

【①受入前の派遣交渉】

受入前年度において地方公共団体、民間企業が派遣の交渉

【②派遣協定の締結】

受入自治体と派遣元企業において協定を締結

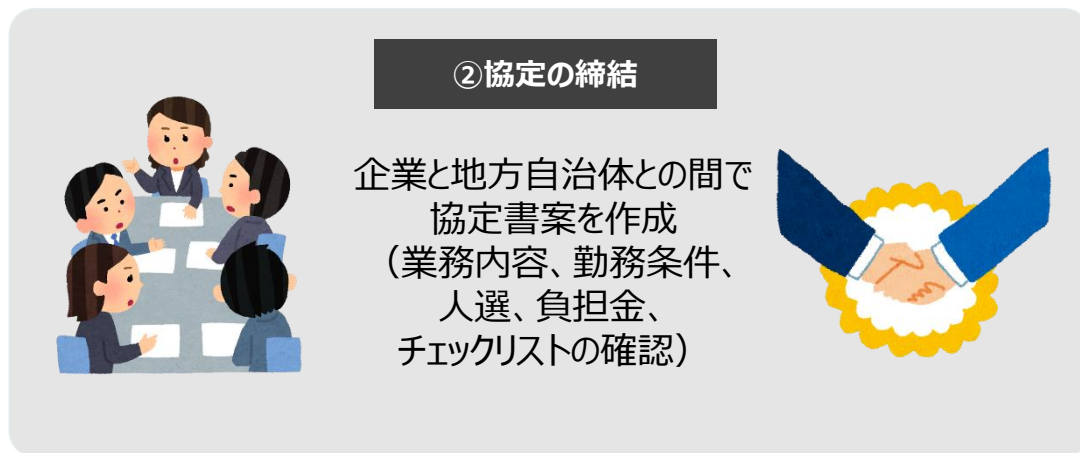
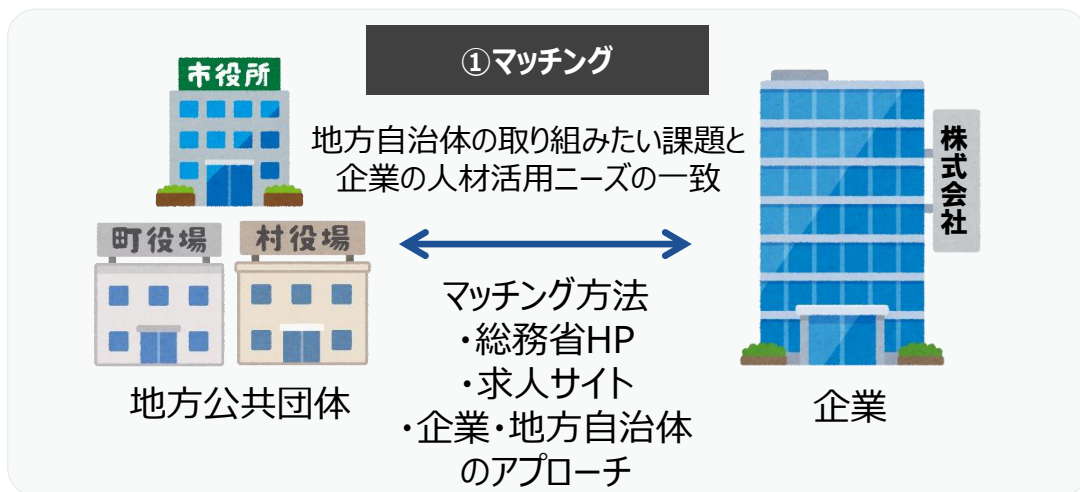
【③派遣期間中】

地域活性化起業人として、協定に基づき職務に従事。
起業人の発案・提案による事業について地方公共団体が予算化

令和7年度4月～

令和6年度中

令和6年度中
(3月末まで)



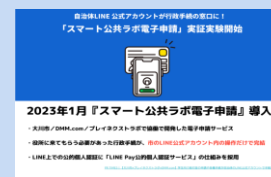
派遣
開始

③地域活性化の活動について従事

・地域経済活性化活動



・自治体DX・広報戦略



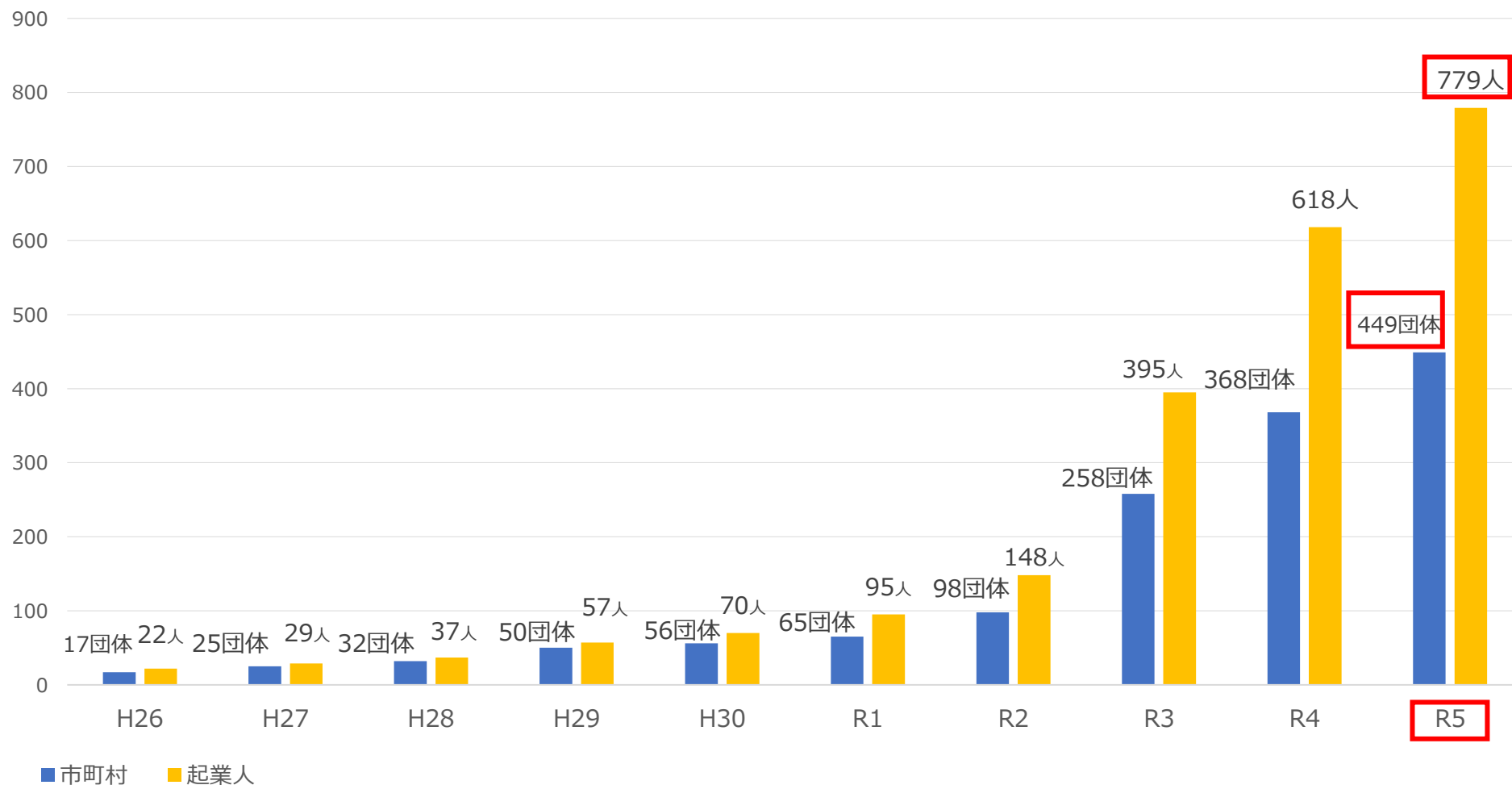
・地域資源活用



企業派遣型 地域活性化起業人の人数等の推移について

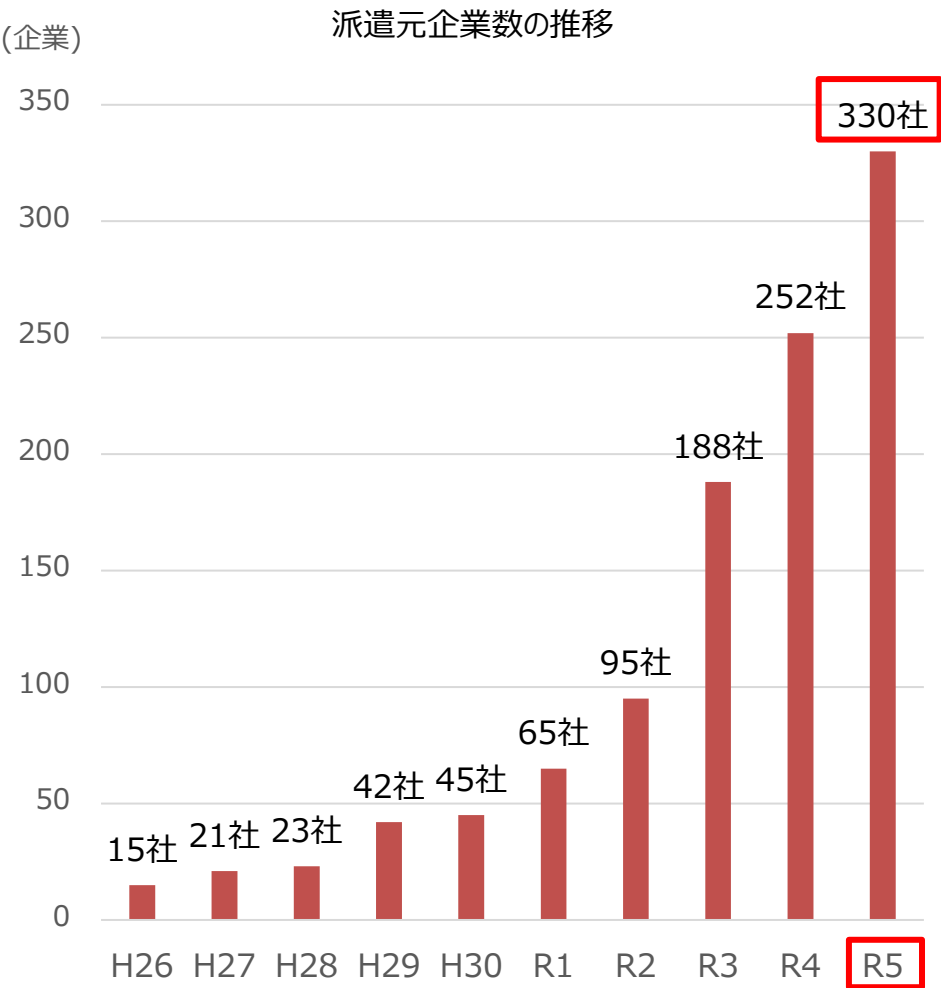
- 令和5年度の企業派遣型地域活性化起業人の人数は、前年度から161人増加し、779人となった。
- また、活用する市町村数は、前年度から81団体増加し、449団体となった。

(人・団体)



企業派遣型 地域活性化起業人の派遣元企業数等

- 令和5年度の企業派遣型地域活性化起業人の派遣元企業数は、前年度から78社増加し、330社となった。

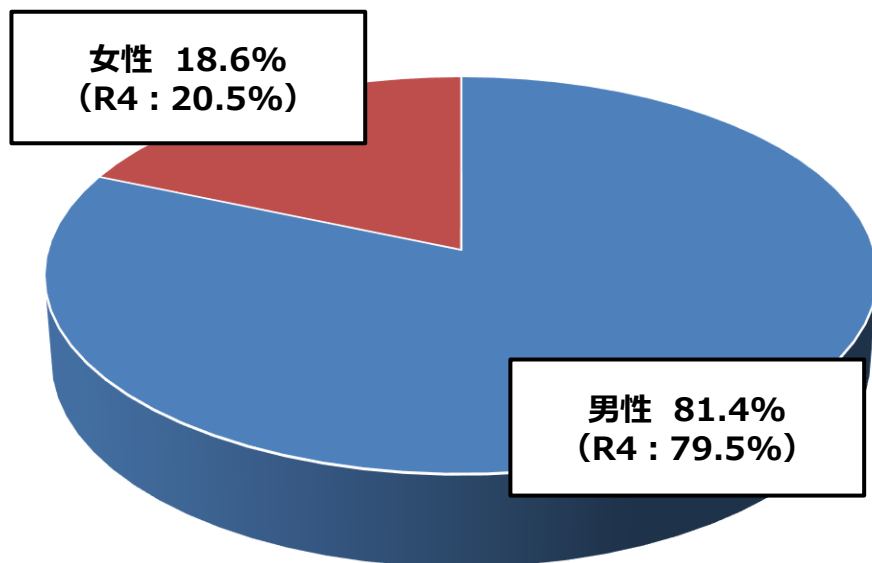


企業例	
名 称	派遣人数
株式会社JTB	43
合同会社DMM.com	42
日本航空株式会社	41
ソフトバンク株式会社	27
合同会社EXNOA	24
ANAあきんど株式会社	22
株式会社ぐるなび	17
AKKODiSコンサルティング株式会社	15
株式会社CASE	14
西日本旅客鉄道株式会社	13
株式会社ルネサンス	11
クラブツーリズム株式会社	10
富士通Japan株式会社	10
株式会社温泉道場	9
株式会社日本旅行	9
サントリーホールディングス株式会社	8
株式会社ABC Cooking Studio	8
株式会社フォーバル	7
近畿日本ツーリスト株式会社	7

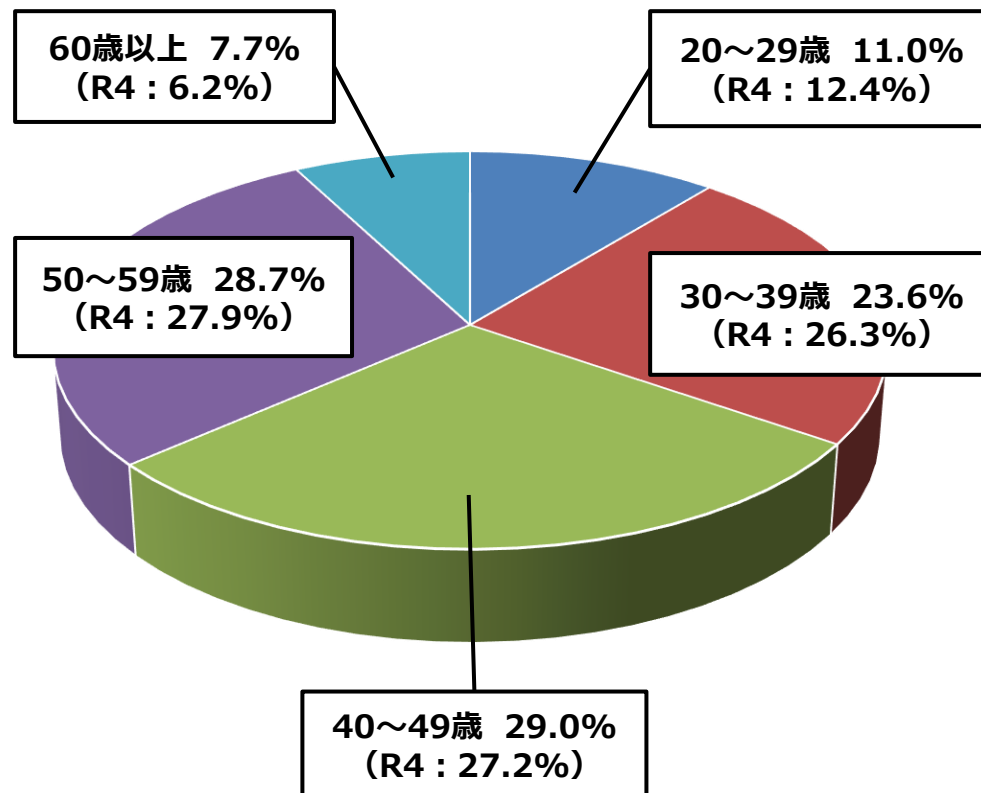
※派遣人数の多い順に抜粋

企業派遣型 地域活性化起業人の男女比・年齢構成（令和5年度）

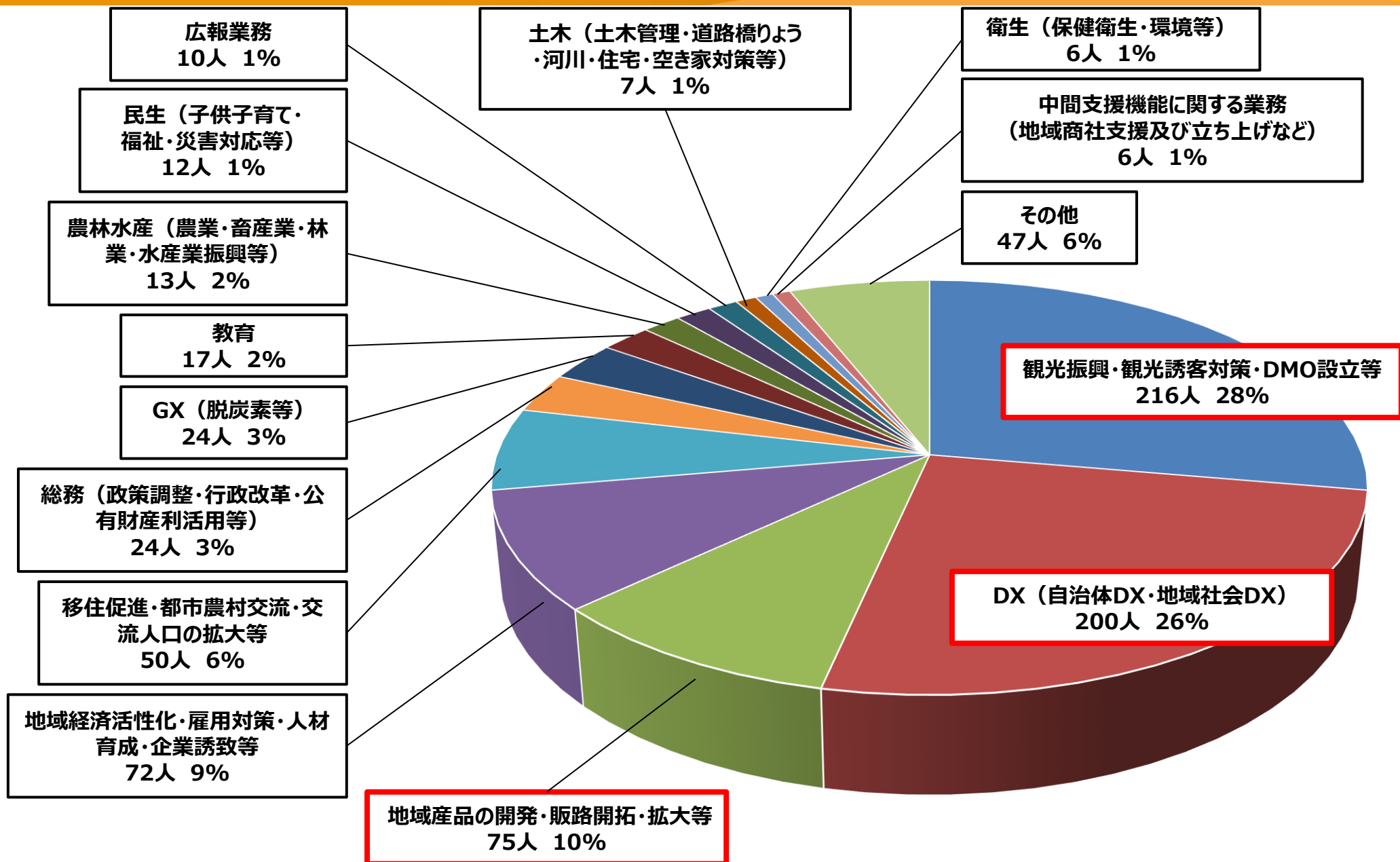
男女比



年齢構成



企業派遣型 地域活性化起業人のカテゴリー別（令和5年度）



Q.制度の活用開始時期に期限はありますか。

A. 制度の活用はいつでも可能です。なお、自治体が負担する派遣期間中の社員の給与等に係る経費に対する国からの措置については、年度の中途から社員の派遣を開始した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とすることにご留意願います。

Q.企業派遣型地域活性化起業人において、協定期間中に派遣元企業から派遣する者を変えても良いでしょうか。

A. 地域活性化起業人は、6か月以上3年以内の期間、企業から継続して自治体に派遣され、地域独自の魅力や価値の向上等の業務に従事する者としています。協定期間中に派遣する者を変えることは差し支えありませんが、企業から派遣した社員について、派遣期間が継続して6か月以上である必要があります。

Q.支店、支社等から地域活性化起業人を派遣することはできますか。

A. 三大都市圏に本社機能を有する企業に所属する社員であれば、三大都市圏外の支社、支店等から地域活性化起業人を派遣することができます。

ただし、企業からの派遣の際、現に受入自治体の区域に勤務する社員は除くこととしておりますのでご留意ください。

協定締結にいたったきっかけ

地域活性化起業人を知ったきっかけ	人数	%
① 派遣元企業は従前から接点を持っていた企業であり、 企業側 から制度の活用に係る打診があった。	155	19.9
② 派遣元企業は従前から接点を持っていた企業であり、 自治体側 から制度の活用に係る打診をした。	267	34.3
③ 派遣元企業と従前から接点を持っていなかった企業だが、主に 総務省のHP に掲載している情報を通じて、 企業側 から制度の活用に係る打診を受けた。	57	7.3
④ 派遣元企業と従前から接点を持っていなかった企業だが、主に 総務省のHP に掲載している情報を通じて、 自治体側 から制度の活用に係る打診をした。	13	1.7
⑤ 派遣元企業と従前から接点を持っていなかった企業だが、 企業側 から制度の活用に係る打診を受けた（上記③を除く）。	56	7.2
⑥ 派遣元企業と従前から接点を持っていなかった企業だが、 自治体側 から制度の活用に係る打診をした。	70	9.0
⑦ 派遣元企業と従前から接点を持っていなかった企業だが、 地方創生人材支援制度 を所管している内閣府に相談し、マッチングの機会を得た。	31	4.0
⑧ 派遣元企業と従前から接点を持っていなかった企業だが、第三者（地方創生人材支援制度を所管している内閣府を除く）からの仲介により、マッチングの機会を得た。	47	6.0
⑨ その他	39	5.0
⑩ 回答なし	44	5.0
合 計	779	100

自治体側からアプローチ

45.0%

企業側からアプローチ

34.4%

※総務省HPにおいて、

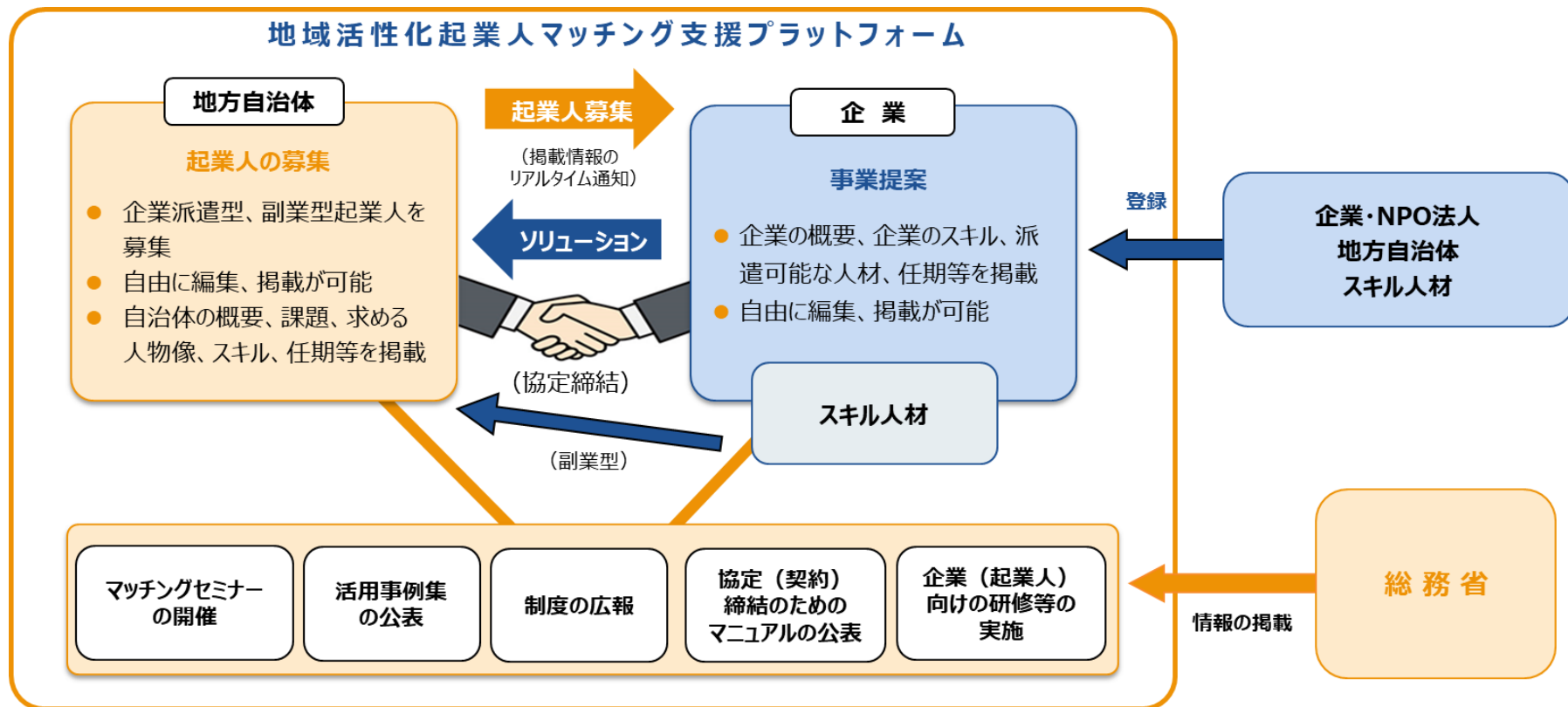
- 自治体からの起業人の**募集情報**掲載中
企業派遣型 **72件**
副業型 **17件**
- 地域活性化起業人（企業派遣型）の**活用事例**を約**250件**掲載中

地域活性化起業人のマッチング支援事業

R6補正要求額：95百万円（新規）

官民連携により、企業の即戦力人材の地方への流れを創出・拡大するため、自治体、企業の双方が、地域活性化起業人制度を有効かつ円滑に活用できるよう、**地域活性化起業人のマッチング支援のプラットフォームを構築**し、更なる制度の活用を推進する。

- R 5 年度補正予算で、**三大都市圏の企業約 5 万 5 千社**に対して周知広報を含めた調査を実施したところ、**約 1 万 3,000 社**から返信があり、そのうち、**約 3,000 社**が**制度に関心がある**と回答している。
- 一方で、制度を活用したい自治体・企業において、**どのようにアプローチを行えば良いかわからない**といった声もある。
- 調査結果を利用し、こうした課題を解消したうえで、**自治体、企業の双方が、制度を有効かつ円滑に活用**できるようにするため、地域活性化起業人の**マッチング支援のプラットフォームを構築**するとともに、より効果的に自治体と企業のマッチングを進めるため、**マッチングセミナーを開催**するなど、マッチング支援を実施する。



お問合せ

総務省地域力創造グループ地域自立応援課

電話：03-5253-5392

mail：chiikikasseika1@soumu.go.jp

詳しくはこちらからご確認ください。



総務省HP



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications